

沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン

第1 目的

沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、学生、教職員及びその他すべての本校構成員に対し、修学、就労、教育又は研究に関わる基本的人権を守る責務を負っており、この人権を著しく損なう各種のハラスメントを決して容認することはできない。本校は可能な限りハラスメントの防止と対策について、その責務を果たさなければならない。同時に本校を構成するすべての人々に、この問題を理解させ、ハラスメントを行わない、行わせない努力が求められる。こうした目的の実現のためにこのガイドラインを定める。

第2 ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。本校では、修学上、就労上、教育上及び研究上或いは学生生活における関係を利用してなされるいやがらせやいじめ行為をハラスメントと定義し、具体例を「別紙1 各種ハラスメントの具体的例示」に示す。

第3 ガイドラインの対象

- (1) ガイドラインは、本校の学生（本科生、専攻科生、本校で教育を受けるあらゆる立場の者）、本校の全教職員（非常勤講師及び非常勤職員等含む。）及び客員研究員のほか、委託及び派遣契約等により本校において就労する者を対象とする。
- (2) ガイドラインは、本校のキャンパスの内外、授業、研究、課外活動及び勤務等の時間の内外を問わず、本校の学生、教職員等の間におけるハラスメントのすべてを対象とする。

第4 防止のための施策と体制

本校は、ハラスメントの発生を防止するために、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントの防止に関する全学的機関として、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。
- (2) ハラスメント防止のための広報・啓発活動並びに研修の企画及び実施を行う。
- (3) ハラスメントが発生しないような環境を整備する。
- (4) その他ハラスメント防止のために必要な事項を行う。

第5 相談体制と被害の救済申立てへの対応

- (1) 本校は、ハラスメントに関して相談を希望する学生、教職員及び関係者（以下「相談者」という。）が安心して相談をし、被害を訴えることができる体制を作る。
- (2) 本校は、被害の救済の申立てに対応するため、必要に応じて防止委員会の下にキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」）を設置する。
- (3) 被害の相談及び救済の申立て等については、「別紙2 沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント対応フロー図（教職員）または（学生）」により、全校的な体制をもって対応する。

第6 委員会等

防止委員会、相談員並びに調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7 ガイドライン等の見直し

防止委員会は、このガイドライン等の年度ごとの運用状況を勘案し、必要があれば見直しを行うものとする。

附 則 本ガイドラインは、平成21年3月18日から施行する。

附 則 本ガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則 本ガイドラインは、平成29年10月12日から施行し、平成28年3月26日から適用する。

別紙1 各種ハラスメントの具体的例示

ハラスメントには多様な形態があるが、以下にその主な具体例を示す。

1. セクシャル・ハラスメント

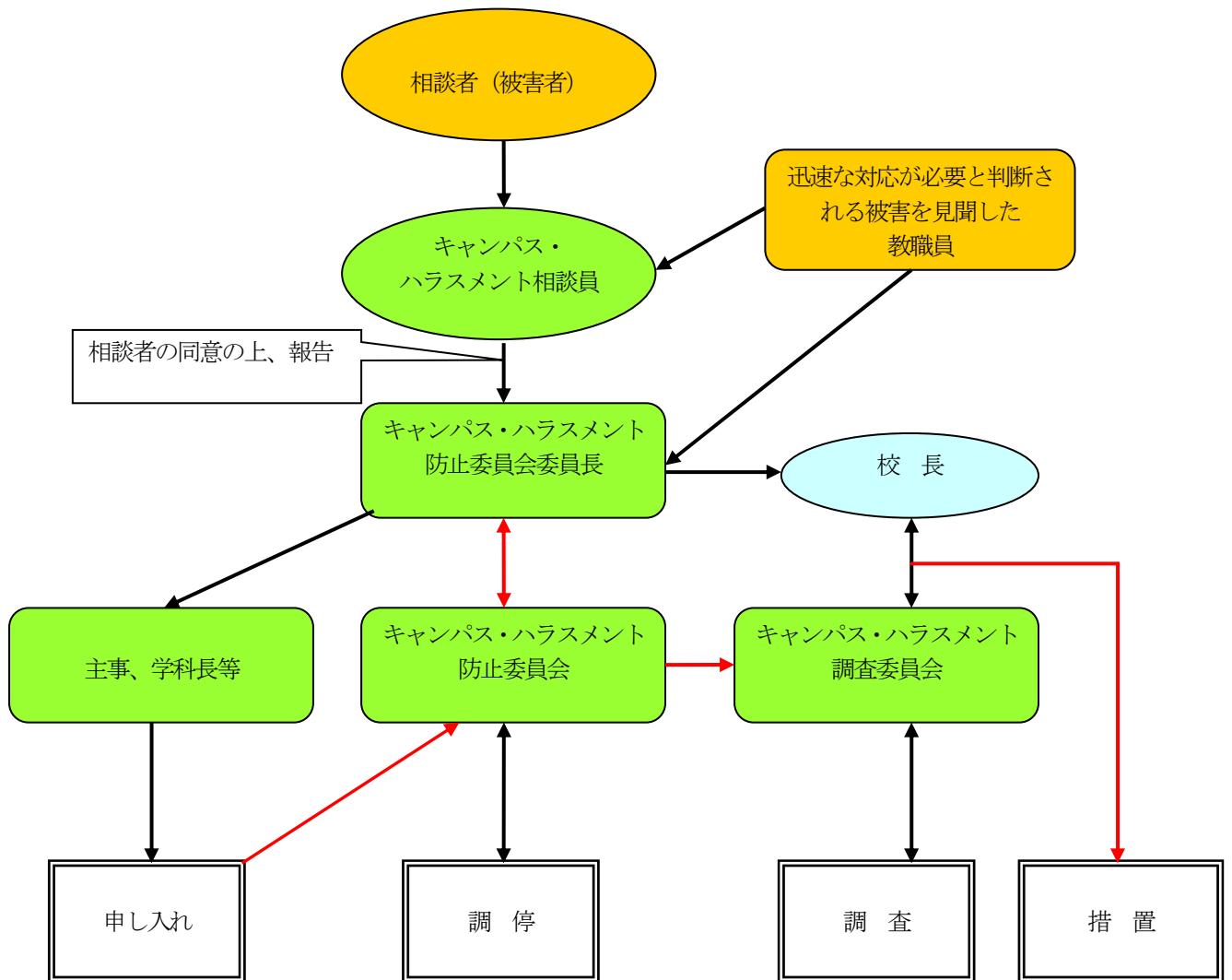
- (1)性的欲求に対する服従又は拒否を理由に、利益又は不利益を与え、あるいはそれを示唆すること。
- ① 個人的な性的欲求への服従又は拒否を、就学上、研究上、就労上の指導、評価、学業成績等に反映させること。
 - ② 就学上、研究上、就労上又は学生生活における利益又は不利益を条件として、性的働きかけをすること。
- (2)明確な利益又は不利益の提示は伴わないが、相手の望まない性的言動を行うこと、又はそれを求めること。
- ① 執拗若しくは強制的な性的行為への誘い、あるいは交際の働きかけをすること。
 - ② 強引な接触や性的行為を行うこと。
 - ③ 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。
- (3)性的言動や性にかかわる掲示、性差別的な発言等により、不快の念を抱かせるような環境をつくること。
- ① 性的な意図をもって、身体への一方的な接近又は接触などを行うこと。
 - ア 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺め又は目で追ったりすること。
 - イ 相手の身体の一部(肩、背中、腰、頬、髪等)に意識的に触れること。
 - ② 性的な面で、不快感をもよおすような話題、行動及び状況をつくること。
 - ア クラブ部室又は研究室等にポルノ写真、わいせつ図画などを貼る等の扇情的な雰囲気をつくること。
 - イ 卑猥な絵画、映像又は文章等を見ることを強要すること。
 - ウ コンパ、親睦会のつきあい等において集団で下品な行動をとること。
 - エ 性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと。
 - オ 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談をいうこと。
 - カ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
 - キ 意図的に性的な噂を流すこと。
 - ク 個人的な性的経験を尋ねること、あるいは経験談を話すこと又は聞くことを強要すること。
 - ③ 性的特徴を理由とする蔑視的な発言を行うこと。
 - ア 性的理由のみによって、性格、能力、行動及び傾向等において劣っている、あるいは望ましくないと決めつけること。
 - イ 「権利を主張する女性は、性的魅力に乏しい」等、個人の主張や意見を、性的属性に結びつけること。
 - ウ 相手の望まない(おじさん、おばさん、坊や、おねえちゃん)等の呼称を蔑視的に使用すること。

2. アカデミック・ハラスメント等(パワーハラスメント含む)

- (1)学生の人権、人間性を無視する指導や、学生に対して嫌がらせ(ハラスメント)行為を行うこと。学生に対する嫌がらせ(ハラスメント)行為とは、教員の立場や権力の濫用に起因する態度、言葉、処遇によって被権力の立場にある学生の勉学、研究、日常生活に理不尽な支障をきたす行為を指します。
- ① 学生に、体罰を与えたり暴言を吐いたりすること。
 - ② 学生に対して客観性、公平性に欠けた理由により退学・留年勧奨、研究・教育指導拒否、を行うこと。
 - ③ 研究会や指導を名目に、学生を不必要に学外や深夜に呼び出すこと。
 - ④ 学生や保護者などとの十分な話し合いを持つことなく、学生の意思に沿わないような進路を押し付けること。
 - ⑤ 学生に対して、客観性、公平性に欠ける成績評価をすること。
 - ⑥ 学生の成績の良し悪しにより差別的処遇を行うこと。
 - ⑦ 指導教官が学生の必要な書類に客観性、公平性に欠けた理由により印鑑を押さないこと。
 - ⑧ 学生の性別により差別的扱いをすること。
 - ⑨ 心身に障害を持つ学生に対して差別的扱いをすること。

- (2) 他の教職員の人権や人間性を無視する言動や嫌がらせ（ハラスメント）行為を行うこと。職務上の上下関係に起因する権力の濫用に起因する態度、言葉、処遇を行い、被権力の立場にある教職員の教育、研究、日常業務に理不尽な支障をきたす行為を指します。また、こういった行為は職務上の上下関係に起因しない場合でも該当します。
- ① 他の教職員に対して、教育・研究妨害を行うこと。
 - ② 客観性、公平性に欠けた理由により昇任差別、退職勧奨などを行うこと。
 - ③ 他の教職員に対して、対等な人格であるという視点が欠如した差別的言動を行うこと。
 - ④ 他の教職員に対して、性別による差別的扱いや言動を行うこと。
 - ⑤ 心身に障害のある他の教職員に対して差別的扱いや言動を行うこと。
 - ⑥ 他の教職員の日常業務に支障をきたすような職務以外の用事による接触を行うこと（電子メールなどによる接触も含む）。
 - ⑦ 職場の環境を悪化させるような行為（騒音など）を行うこと。
 - ⑧ 断りにくい立場にある者を、飲み会にしきりに誘ったり、飲み会の席で飲酒を無理強いしたりすること。
- (3) 他の学生や教職員の人権やプライバシーの侵害につながる情報を流すこと（インターネットを利用しての行為を含む。）。
- ① 学生や教職員、学校に関する中傷や侮蔑、無責任なうわさを流すこと。
 - ② 学生や教職員のプライバシーに関する情報を無断で流すこと。
 - ③ 職務上知り得た個人情報を勝手に漏洩すること。
 - ④ 特定の個人に関する情報を無断で掲示したり、差別的な落書きを行ったりすること。
 - ⑤ 特定の個人の容姿を褒めたり、けなしたりなど、身体的特徴を話題にすること。

別紙2 沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント対応フロー図(教職員)



附 則

このガイドラインは、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

申し入れ

行為者とされる者に対して（必要な場合は関係者にも）事実関係を確認の上、問題とされる行為があった場合はその行為を止めるよう、行為者に申し入れるものです。

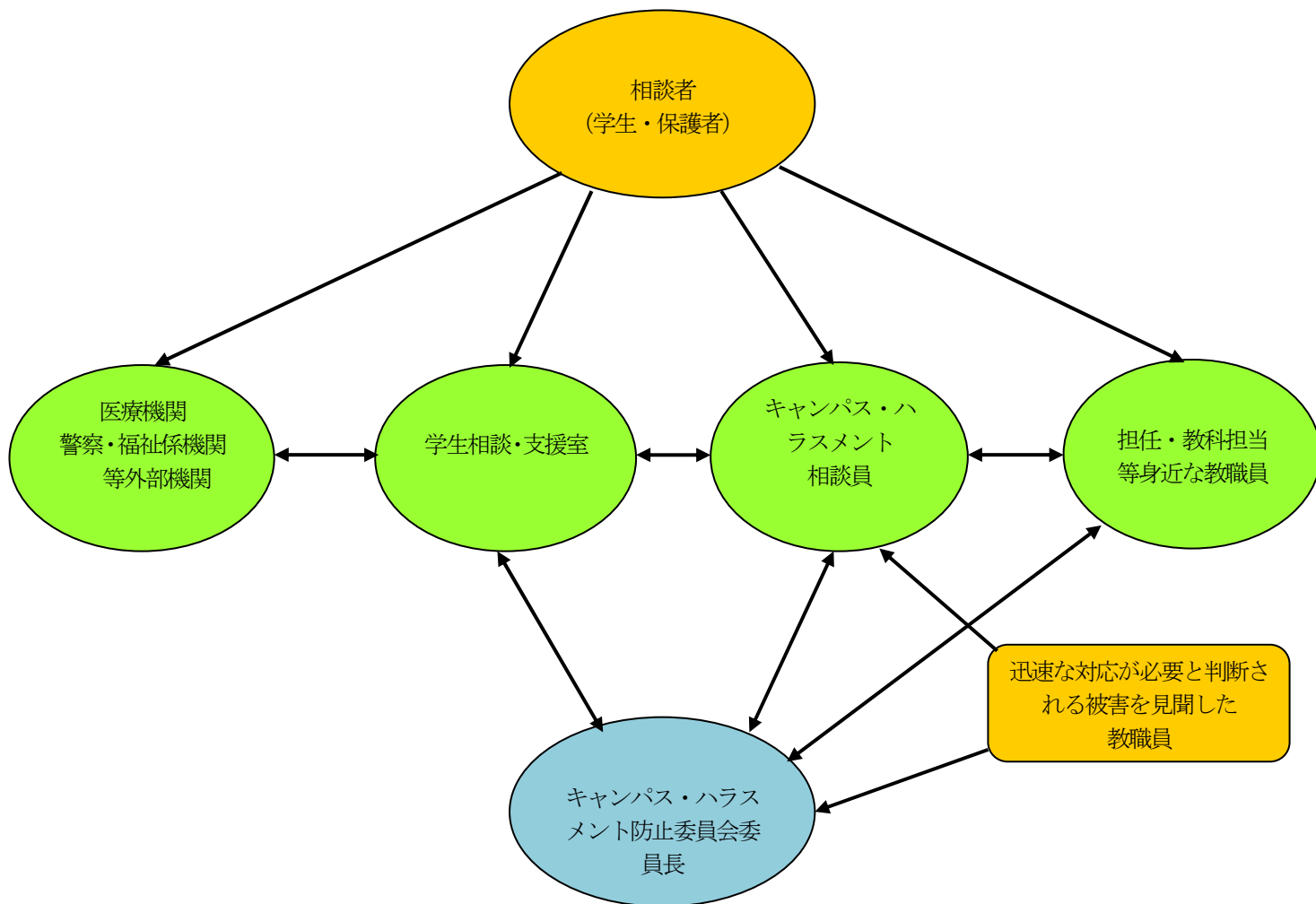
調停

防止委員会委員3名が調停員となり、被害者及び行為者の双方の話し合いで紛争を解決する方法です。調停委員は、当事者間の話し合いに立ち会い、調停案を作成します。

調査・措置

キャンパス・ハラスメントの被害者が学校に対して行為者に何らかの措置を取ることを求める手続きです。

別紙2 沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント対応フロー図 (学生)



※学生は最も相談しやすい箇所に相談してください。

※相談内容については、秘密を守るなど、相談者に不利にならないように慎重に取り扱います。

※相談内容について、相談者に了解の上、関係者同士連絡及び報告を行います。

※相談者は、キャンパス・ハラスメント防止委員会委員長に苦情処理（申し入れ、調停、調査・措置）を依頼することができます。

沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止委員会

構成員

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 各学科長及び総合科学科長
- (3) 事務部長
- (4) その他校長が必要と認めた者

沖縄工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント相談員

構成員

- (1) 教員のうちから校長が指名した者 男女各若干名
- (2) 職員のうちから校長が指名した者 男女各若干名
- (3) 看護師
- (4) 総務課人事係長
- (5) その他校長が必要と認めた者 若干名